

「公共施設等総合管理計画（方針）」の策定について

1 策定の趣旨及び背景

- (1) 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にあります。今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることから、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。
- (2) 平成 25 年 11 月 29 日に開催された国の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において『インフラ長寿命化基本計画』が決定されました。

本基本計画は、地方公共団体の役割として、地方公共団体が管理・所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する『公共施設等総合管理計画（行動計画）』を 3 年以内に策定するよう要請しています。

また、当該行動計画に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として、『個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）』を策定することとされています。（別紙 1 参照）
- (3) これを受けて、本年 4 月 22 日付け「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により総務大臣から計画策定の要請がありました。

2 本県での取組方向

公共施設等の管理については、現在、みえ県有財産利活用方針など施設類型毎に各部局が計画を策定し取り組んでいるところです。

今回あった総務大臣からの要請は、地方公共団体が所有・管理するすべての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて総合的かつ計画的に実施できるよう求めるものであることから、県としては既存の計画等との整合を図りながら、公共施設等の管理についての基本的な考え方を取りまとめ、公共施設等総合管理計画（方針）の策定につなげていきたいと考えています。

3 計画（方針）策定に向けての基本的な考え方

- (1) 個別施設計画等の上位計画（方針）として位置づけ、施設管理の基本的な方針を記述します。
- (2) 計画期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの概ね 10 年間とします。
- (3) 長期計画（方針）であることから、目標設定は「みえ県民ビジョン」に準じ、公共施設等の将来のあるべき方向を示す定性的なものとしします。
- (4) 計画（方針）の構成（イメージ）は、国の策定指針に基づき、別紙 2 のとおりとします。

4 取組体制（別紙 3）

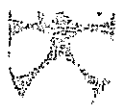
既存の「県有財産有効活用等推進会議」にインフラ及び公営企業関係部門を構成員に追加した取組体制を構築します。

5 スケジュール（別紙 4）

平成 26 年度中に策定を行います。

6 当面の作業

公共施設等の現状把握及び施設管理の既存計画等について、作業部会を通じて、調査・情報収集を依頼します。



総財務第 74 号

平成 26 年 4 月 22 日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

総務大臣 新藤 義孝



公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

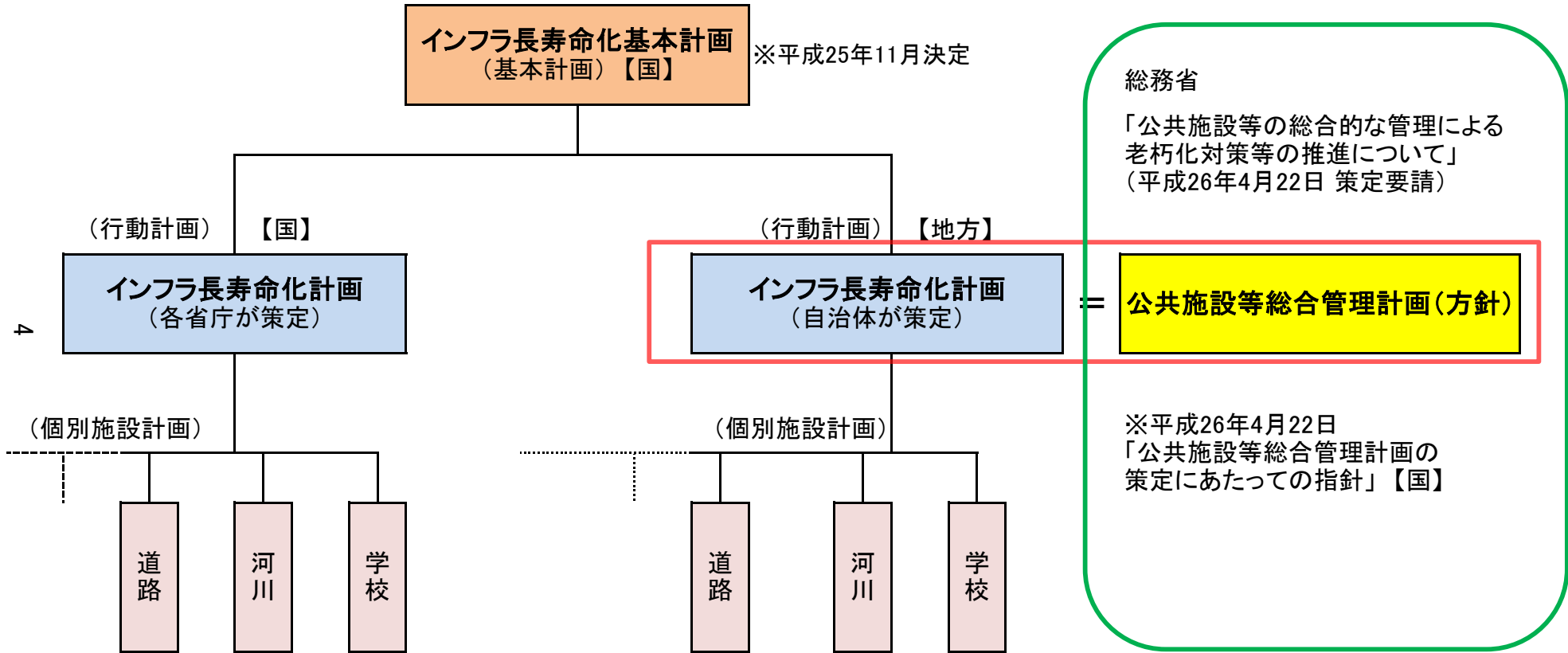
国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成 25 年 11 月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が徹底されますようお願いいたします。



公共施設等総合管理計画策定の体系(イメージ)



4

【イメージ】

三重県公共施設等総合管理計画（方針）

目次

はじめに.....

I. 公共施設等の現況及び将来の見通し

公共施設等の全体を対象とする。

注：以下網掛け4項目については、除却に係る適債性判断の記載必須項目

- 1. 公共施設等の状況.....
- 2. 将来人口の推計.....
- 3. 公共施設等の維持・補修・更新に係る経費見込み等.....

II. 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針.

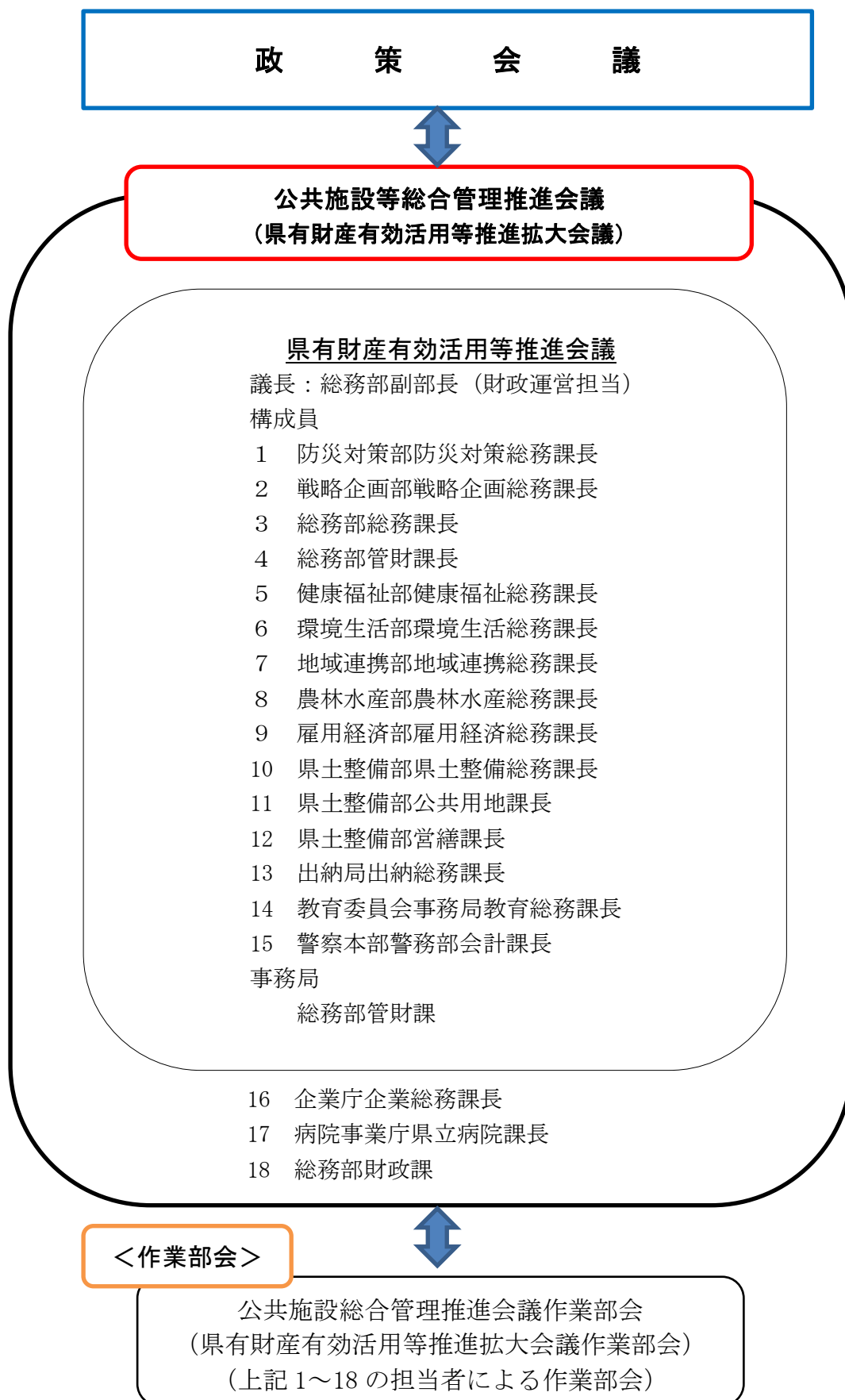
- 1. 基本的な考え方.....
 - (1) 計画期間.....
 - (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....
 - (3) 現状や課題に関する基本認識.....
 - (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....
 - ①点検・診断等の実施方針.....
 - ②維持管理・修繕・更新等の実施方針.....
 - ③安全確保の実施方針.....
 - ④耐震化の実施方針.....
 - ⑤長寿命化の実施方針.....
 - ⑥統合や廃止の推進方針.....
 - ⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針.....
 - (5) フォローアップの実施方針.....
- 2. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....
 - (1) ハコモノ.....
 - ①庁舎等施設.....
 - ②学校教育施設.....
 - ③公営住宅.....
 - ④文化施設.....
 - ⑤保健福祉施設.....
 - ⑥その他.....
 - (2) インフラ.....
 - ①道路.....

- ②橋りょう
- ③河川
- ④港湾
- ⑤公園
- ⑥漁港
- ⑦その他
- (4) 企業会計施設
 - ① 水道用水事業施設
 - ② 工業用水事業施設
 - ③ 電気事業施設
 - ④ 病院事業施設
 - ⑤ 流域下水事業施設
 - ⑥ 港湾事業施設
 - ⑦ 市場事業施設
 - ⑧ その他

Ⅲ. その他

参考資料

取組体制 (案)



(別紙4)

「公共施設等総合管理計画(方針)」策定スケジュール案

